

文京区長
煙 山 力 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内 山 忠 明

文京区個人情報の保護に関する条例第 14 条第 2 項第 4 号及び同条第 3 項の規定に
基づく諮問案件について（答申）

平成 16 年 6 月 7 日付 16 文企広第 120 号による諮問について、下記のとおり答申
します。

記

身体障害者及び要介護者のうち郵便による不在者投票の対象となる者の選挙権の
行使について、公民権の行使を実質的に保障する見地から、不在者投票の方法を周知
し、また投票手続き上の本人の負担を軽減するため、選挙人名簿調製業務及び選挙執
行業務において、次の個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用することについて、
当審議会は妥当であると考えます。

なお、目的外利用する情報が、障害の有無・程度など個人情報の中でも特に慎重な
取扱いを要するものであることから、提供する情報は通知に必要な限りのものとする
こと、また本人への通知方法や提供された情報の管理については、本人の心情やプ
ライバシー保護に特に留意した取扱いをすべきであることを申し添えます。

1 個人情報の種別

氏名、住所、性別、生年月日、障害の有無・程度、要介護区分

2 目的外利用される個人情報の業務及び対象者

(1) 身体障害者福祉法に基づく援護業務における

両下肢、体幹、移動機能の障害が 1 級又は 2 級の者

内臓機能（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸）の障害が 1 級又は 3 級の
者

(2) 介護保険業務における要介護状態区分が要介護 5 である者